



7月8日(日)は 鹿児島県知事選挙の投票日です



鹿児島県知事選挙が6月21日(木)に告示され、
7月8日(日)に投開票が行われます。
必ず投票へ行きましょう。

投票できる人

平成4年7月9日までに生まれた人で、平成24年3月20日以前に鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人。

※転出者であっても、選挙人名簿に登録されている人であれば、県内の他市町村に住所を移しても「引き続きその市町村に住所を有する旨の証明書」(無料)の交付を現住所地の市町村から受けて、これを提出すれば投票できます。ただし、転出後さらに他市町村に転出すれば投票はできません。

期日前投票

投票日に出張や仕事、旅行などで投票にいけない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

市役所

期間

6月22日(金)～7月7日(土)

時間

午前8時30分～午後8時

各総合支所

期間

6月30日(土)～7月7日(土)

時間

午前8時30分～午後6時

不在者投票

指定施設における不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等の施設に入院及び入所されている人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票ができます。不在者投票を希望する人は、施設長へ請求してください。

滞在地における不在者投票

出張や研修により市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会ですべて不在者投票ができます。不在者投票を希望する人は、選挙管理委員会へ請求してください。

郵便等による投票

重度の身体障害者で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票ができます。投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。なお、郵便等による投票は、身体障害者手

帳・戦傷病者手帳保持者でその内容が一定の基準を満たしている人に限ります。

投票日の投票

投票時間

午前7時～午後7時

※ただし、第57投票所(岳野公民館)については、午後6時までです。

投票所

選挙人名簿に登録された投票所でのみ投票できません。必ず投票案内状で投票所を確認してください。

投票方法

投票所に投票案内状を持参してください。

投票案内状は郵送しますが、投票日が近くなっても届いていない場合は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。もし、案内状を紛失

しても投票できません。投票日当日、投票所の係員に申し出てくださいます。

代理投票・点字投票

代理投票は、投票所で係員に申し出てください。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となります。問い合わせのうえ、手続きをしてください。

開票

開票は、午後8時30分から鹿屋市体育館で行われます。

【問い合わせ】

市選挙管理委員会事務局
☎0994-31-1142
各総合支所地域政策課

20歳になったら
選挙に行こうよ!

